

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成29年1月31日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成29年1月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

藤原 正雄(ふじはら まさお)

白石 義人(しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H29.1.31

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
No.1	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	P144 P280	創造都市推進局 文化財課	H28.12.12
No.2	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	P144 P280		
No.3	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	P145 P280		
No.4	意見	連番管理等による入金管理を行うことについて（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	P280		
No.5	指摘	支出手続を分掌すべきもの（菊池寛記念館文学展実行委員会）	P144 P286		H29.1.12
No.6	指摘	支出手続を分掌すべきもの（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	P144 P287		
No.7	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（菊池寛記念館文学展実行委員会）	P144 P286		
No.8	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	P144 P287		
No.9	意見	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（菊池寛記念館文学展実行委員会）	P146 P286		
No.10	意見	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	P146 P288		
No.11	意見	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（菊池寛記念館文学展実行委員会）	P146 P286		
No.12	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	P147 P288		
No.13	意見	委員の選出方法を会則に明記することについて（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	P287 P288		

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H29.1.31

監査実施年度 平成26年度

監査テーマ 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
No.14	指摘	固定資産税システム家屋データによる 無申告先の検証の充実について【事業所 税】	P95	財政局 市民税課	H29.1.4

※ 指摘 . . . 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	
意 見 の 内 容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 4 P 2 8 0	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成28年12月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件意見については、平成28年9月から、合計額で入金・出金し、支払明細書を保管することに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	
意 見 の 内 容	一定金額以上の支払は、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。イベント会場など、管理部署以外の場所で支払が行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 4 P 2 8 0	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成28年12月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件意見については、平成27年12月の支払から、1件10万円を超える支払については原則、振込払をすることに改め、実施している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	
意 見 の 内 容	見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、前記のとおり、厳格に実施される必要がある。 また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 5 P 2 8 0	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成28年12月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	本件意見については、課内で検討した結果、平成27年度の県外研修から、2者以上の業者から見積徴取を実施することに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	連番管理等による入金管理を行うことについて（高松市歴史資料館讃岐村塾(友の会)）	
意 見 の 内 容	会費は、一口500円と少額のため、会員名簿に入金チェックを入れて入金管理簿としている。日ごとの入金番号を記入したものを作成するとともに、名簿には入金日付も記入するなどの方法で、いつ誰が入金したのか照合可能な状態にすることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P280	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成28年12月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件意見については、課内で検討した結果、平成28年4月から連番を付しての入金管理に改め、実施している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手続を分掌すべきもの（菊池寛記念館文学展実行委員会）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 4 P 2 8 6	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件については、平成27年4月21日に開催された平成27年度菊池寛記念館文学展実行委員会において、菊池寛記念館文学展実行委員会会計規程を制定するとともに、通帳と銀行印の保管については、別々の職員が行うこととし、出納事務を行う際には、担当者が出納伝票に記載後、係長が押印することに改め、適正な事務及び出納処理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手続を分掌すべきもの（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 4 P 2 8 7	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	本件については、平成27年4月21日に菊池寛記念館文学探訪実行委員会を解散し、菊池寛記念館文学展実行委員会に事業の承継をしたことにより、同日開催された、平成27年度菊池寛記念館文学展実行委員会において、菊池寛記念館文学展実行委員会会計規程を制定するとともに、通帳と銀行印の保管については、別々の職員が行うこととし、出納事務を行う際には、担当者が出納伝票に記載後、係長が押印することに改め、適正な事務及び出納処理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（菊池寛記念館文学展実行委員会）	
意 見 の 内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。 また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 4 P 2 8 6	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件意見を受け、平成27年4月21日に開催された平成27年度菊池寛記念館文学展実行委員会において、菊池寛記念館文学展実行委員会会計規程を制定するとともに、通帳と銀行印については、それぞれ別の担当者が、鍵のかかる別々の保管場所で分離して管理することとし、支出時には、会計規程に定める決裁者により支出何を承認し、その後、通帳を管理する担当者が出納伝票に記載後、印鑑を管理する係長が押印することに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	
意 見 の 内 容	統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。 また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 4 P 2 8 7	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	平成27年4月21日に菊池寛記念館文学探訪実行委員会を解散し、菊池寛記念館文学展実行委員会に事業の承継をした。 なお、同日開催された、平成27年度菊池寛記念館文学展実行委員会において、菊池寛記念館文学展実行委員会会計規程を制定するとともに、通帳と銀行印については、それぞれ別の担当者が、鍵のかかる別々の保管場所で分離して管理することとし、支出時には、会計規程に定める決裁者により支出何を承認し、その後、通帳を管理する担当者が出納伝票に記載後、印鑑を管理する係長が押印することに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（菊池寛記念館文学展実行委員会）	
意 見 の 内 容	会費・負担金などの入金時の処理は、 ①領収書を発行する ②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する ③領収書は、あらかじめ連番を付す という3点を原則とする必要がある。 また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書（欠席会員分など）と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書をそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 6 P 2 8 6	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件意見を受け、平成28年12月15日から、次のとおり改めた。 ① グッズ販売の領収書は、連番を付した領収書を使用し、領収書控を保管している。 ② 企画展の入館料については、チケットに連番を付し、その半券を保管するようにしている。 ③ 発行することが少ないグッズ及び負担金の領収書については、発行する領収書のコピーを保管するようにしている。 ④ 文学探訪の参加費の領収書については、その連番付け及び控を保管する代わりに、文学探訪申込書に受付No、日付、氏名、住所、勤務先等及び参加費の納入状況について記入をし、それを保管するようにしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	入金管理の一環としての領収書発行と会費徴収の際の照合手続のルール化について（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	
意 見 の 内 容	会費・負担金などの入金時の処理は、 ①領収書を発行する ②領収書は控えが残る形式のものを使用又は作成する ③領収書は、あらかじめ連番を付す という3点を原則とする必要がある。 また、総会時などに会費をまとめて徴収する団体では、事務処理のために名簿等に従って前もって氏名等を記入した領収書を作成し、現金と引き換えに交付している団体もあるが、総会終了時に、残った領収書（欠席会員分など）と入金額の合計が入金予定額と一致することを確認し、領収書をそのチェックリストに添付する、などの照合手続のルール化が望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 1 4 6 P 2 8 8	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	平成27年4月21日に菊池寛記念館文学探訪実行委員会を解散し、菊池寛記念館文学展実行委員会に事業の承継をした上で、平成28年12月15日から、次のとおり改めた。 ① グッズ販売の領収書は、連番を付した領収書を使用し、領収書控を保管している。 ② 企画展の入館料については、チケットに連番を付し、その半券を保管するようにしている。 ③ 発行することが少ないグッズ及び負担金の領収書については、発行する領収書のコピーを保管するようにしている。 ④ 文学探訪の参加費の領収書については、その連番付け及び控を保管する代わりに、文学探訪申込書に受付No、日付、氏名、住所、勤務先等及び参加費の納入状況について記入をし、それを保管するようにしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（菊池寛記念館文学展実行委員会）	
意 見 の 内 容	長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P146 P286	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	本件意見を受け、平成28年3月に菊池寛記念館文学展実行委員会事務局で検討した結果、1年を超えて使用する1万円以上の備品について、管理簿を作成し、平成28年度から適正に管理することに改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	
意 見 の 内 容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。 少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147 P288	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措置結果	平成27年4月21日に菊池寛記念館文学探訪実行委員会を解散し、菊池寛記念館文学展実行委員会に事業の承継をしているが、本件意見については、既に通帳が解約され、現金もなく、財産に当たるものもなかったため、財産目録等は作成せず、解散・承継された。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度	高松市の関連諸団体
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	委員の選出方法を会則に明記することについて（菊池寛記念館文学探訪実行委員会）	
意 見 の 内 容	会則に、委員の選出方法が記載されていない。任意団体とはいえ、会則は、活動の基盤であり、委員の選出は重要事項である。選出方法を明記することが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P287 P288	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	平成27年4月21日に菊池寛記念館文学探訪実行委員会を解散し、菊池寛記念館文学展実行委員会に事業の承継をしているが、本件意見を受け、委員の選出方法を、平成28年4月27日施行の菊池寛記念館文学展実行委員会設置要綱に規定した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに関連する 債権管理の事務の執行について
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	固定資産税システム家屋データによる無申告先の検証の充実について 【事業所税】	
指 摘 の 内 容	高松市が固定資産税システムの家屋データによる無申告先の検証作業を行っているのは1つの家屋が800㎡以上で事業所税の登録がない先であるため、1つの家屋では800㎡未満であっても、同一の事業者が所有する複数の家屋を合計して800㎡以上となり申告義務がある場合については検証が行われていない。 検証作業の有効性を高めるべく、同一の事業者が所有する複数の家屋を合計すれば800㎡を超え申告義務がある先のうち事業所税の登録がない先についても調査対象に含める必要がある。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P95	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成29年1月4日
所 管 課 等	財政局 市民税課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成28年11月から、固定資産税（家屋）のデータを利用し、同一人（法人を含む。）が複数の家屋を所有し、その家屋合計面積が800㎡を超える場合、事業所税の調査対象に含めることに改めた。